

京都市告示第601号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成28年2月9日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
橋本 潔	山内治療院	南区東九条中御霊町72	平成28年1月1日
大石 薫	こころ京都中央鍼灸治療院	右京区太秦森ヶ前町18 ヴィラ太秦207号	平成27年12月26日
河野 由貴	こころ京都中央鍼灸治療院	右京区太秦森ヶ前町18 ヴィラ太秦207号	平成27年12月22日
谷垣 賢	永田東洋鍼灸整骨院	伏見区東町212-1 ツインズスクエアウエスト1F	平成28年1月1日
中村 祐太	永田東洋鍼灸整骨院	伏見区東町212-1 ツインズスクエアウエスト1F	平成28年1月1日
池田 豊美	訪問マッサージKEIRO W 伏見中央ステーション	伏見区深草西浦町6丁目74 番地 Deft深草1階	平成28年1月6日
内藤 和彦	だいが鍼灸接骨院	伏見区醍醐構口町25番地8	平成28年1月4日
星田 浩太	ロミロミ整骨院	伏見区石田内里町76-1 タウンハイツ醍醐102	平成28年1月4日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)